

【はじめに】

今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、報告1件、専決処分事項の承認2件、条例改正1件、人事案件1件の計5件でございます。それでは、提案理由の要旨を説明いたします。

【議案について】

はじめに、**報告第2号** 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは、事故による損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

続きまして、**議案第23号** 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

これは、本年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、その一部が4月1日から施行されたことに伴いまして、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減の対象世帯を拡大する改正を行ったものでございます。

次に、**議案第24号** 専決処分事項（平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第7号）は、予算の総額に5,501万4千円を追加し、補正後の総額を143億4,468万円といたしましたものでございます。

歳入では、各種交付金、地方交付税などの主要一般財源の確定額の計上のほか、ふるさと納税寄附金及びふるさと人材育成寄附金の増額計上などを行

っております。

歳出では、ふるさと納税推進事業経費の確定及び予備費による調整のほか、寄附金の増額により、ふるさと納税基金へ1,302万3千円を、ふるさと人材育成支援基金へ150万円を積み立てております。

また、今後の財政需要に備えるため、公共施設建設基金へ5,680万円を、財政調整基金へ1,000万円を積み立て、健全な財政運営に努めるものでございます。

続きまして、議案第25号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、マイナンバー独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用等について、引用する条文の整備を行うなど、所要の改正を行うものでございます。

最後に、議案第26号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現評価員 かわはら 川原 いつお 逸生 氏の人事異動により、後任者として税務課長 なかしま 中島 けんじ 憲次 氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要について説明いたしました但、詳細につきましては、ご審議の際、担当部長又は課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。